

第56回全日本歯科学生総合体育大会専用

国内旅行傷害保険「集合」～「解散」補償

熱中症危険担保特約追加タイプのご案内

※国内旅行傷害保険とは、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約をセットしたものをいいます。国内旅行傷害保険には、賠償責任危険担保特約、携行品損害担保特約、救援者費用等担保特約等をセットすることができます(保険証券等には国内旅行総合保険と表示される場合があります。)

本契約は旅行業者のみが扱うことができる保険料面でメリットがある保険商品で、全日本歯科学生総合体育大会の参加者全員を保険の対象となる方として引き受ける契約方式です。

本契約の補償範囲は所定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの急激かつ偶然な外来の事故によるケガ等を補償するほか、熱中症(日射または熱射による身体の傷害)になった場合も補償となります。



傷害 (死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金)

旅行中の事故によるケガを補償します。

例) 観光中にケガ



「熱中症危険担保特約追加タイプ」では、熱中症(急激かつ外来による日射または熱射による身体の障害)になった場合にも、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金、救援者費用等保険金が支払われます。

賠償責任保険金

旅行中に他人にケガをさせたり、他人のものを壊してしまった場合の損害賠償金を補償します。

例) 他人にケガをさせた



携行品損害保険金

旅行中の携行品の盗難や、破損により生じた損害を補償します。

例) カバンを盗まれた



救援者費用等保険金

旅行中のケガにより継続して14日以上入院した場合等に、看護のために現地に向かった親族が負担した交通費・宿泊費等を補償します。

例) ケガがもとで継続して14日以上入院



「東京海ジョー」は、東京海上日動のキャラクターです。

ご契約タイプ一覧表

ご契約タイプは4プランから選べますが、各チームで加入出来るタイプは1プランのみです。

おすすめ!

ご契約タイプ		プラン①	プラン②	プラン③	プラン④
傷害	死亡・後遺障害保険金額	700万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円
	入院保険金日額*	6,500円	6,700円	12,000円	15,000円
	通院保険金日額	3,500円	3,500円	8,000円	10,000円
賠償責任保険金額 免責金額(自己負担額): 0円		1,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円
携行品損害保険金額 免責金額(自己負担額): 3,000円		5万円	10万円	10万円	20万円
救援者費用等保険金額		93万円	46万円	94万円	170万円
払い込みいただく保険料 (お1人あたり)	6泊7日まで	731円	903円	1,393円	1,844円
	13泊14日まで	800円	1,000円	1,500円	2,000円

* 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。

※記載されている傷害におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。

なお、急激性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払いの対象となりませんのでご注意ください(例えば職業病、テニス肩等)。
※この保険契約は、京王観光株式会社を保険契約者とし、同社が取扱う全日本歯科学生総合体育大会に参加する旅行者全員(保険始期前に入的手続きを行う必要あり)を保険の対象となる方とする包括契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、原則として京王観光株式会社が有します。

補償内容のご説明(お支払いする保険金の概要等)

ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の金額をお支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。	●ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ ●保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ(その方が受け取るべき金額部分) ●けんかや自殺行為、犯罪行為によるケガ ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用した際の運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産、流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動によるケガ*9 ●核燃料物質の有害な特性等による事故によるケガ ●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー操縦等の危険な運動中のケガ ●自動車等の乗用車を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間の事故 ●むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの等
後遺障害保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に後遺障害*2が生じた場合。 *2 治療*3の効果医学上期待できない状態であって、保険の対象となる方の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。	後遺障害*2の程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額に4%~100%の割合を乗じた額をお支払いします。 ※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ※事故の発生の日からその日を含めて 180日(支払対象日数) を経過した後の入院*4に対しては、入院保険金をお支払いできません。 ※支払対象となる「入院日数」は、 180日(支払原簿日数) を限度とします。 ※入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。	●ご契約者または保険の対象となる方の故意による損害賠償責任 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●受託品に対する損害賠償責任(宿泊施設の客室に与えた損害はお支払いの対象となります。) ●車両(ゴルフカート、レンタルカーを含みます。)、原動機付自転車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。)、銃器(空気銃を除きます。の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ●同居の親族*10および旅行行程を同じくする親族*10に対する損害賠償責任 ●保険の対象となる方の心神喪失に起因する損害賠償責任 等
入院保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、入院*4された場合。	入院保険金日額に入院*4した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ※事故の発生の日からその日を含めて 180日(支払対象日数) を経過した後の入院*4に対しては、入院保険金をお支払いできません。 ※支払対象となる「入院日数」は、 180日(支払原簿日数) を限度とします。 ※入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。	●ご契約者または保険の対象となる方の故意による損害賠償責任 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●受託品に対する損害賠償責任(宿泊施設の客室に与えた損害はお支払いの対象となります。) ●車両(ゴルフカート、レンタルカーを含みます。)、原動機付自転車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。)、銃器(空気銃を除きます。の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ●同居の親族*10および旅行行程を同じくする親族*10に対する損害賠償責任 ●保険の対象となる方の心神喪失に起因する損害賠償責任 等
手術保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*5を受けた場合。 *5 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 (※) 傷の処置や抜歯等をお支払いの対象外の手術があります。 ② 先進医療*6に該当する所定の手術 *6 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療として厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り)をいいます。(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)	入院保険金日額に次の倍率を乗じた額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 *5 10倍 ② 上記以外の手術 *5 5倍 ※1事故に基づくケガに対して上記①②の両方の手術*5を受けた場合には、10倍となります。 ※1事故に基づくケガについて、1回の手術*5に限りします。	●ご契約者または保険の対象となる方の故意による損害賠償責任 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●受託品に対する損害賠償責任(宿泊施設の客室に与えた損害はお支払いの対象となります。) ●車両(ゴルフカート、レンタルカーを含みます。)、原動機付自転車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。)、銃器(空気銃を除きます。の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ●同居の親族*10および旅行行程を同じくする親族*10に対する損害賠償責任 ●保険の対象となる方の心神喪失に起因する損害賠償責任 等
通院保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、通院*7された場合。 *7 病院もしくは診療所に通い、または在宅診療により、治療*3を受けることをいいます。ただし、治療*3を伴わない、薬料、診断書、医療器具等の受領簿のためのものは含みません。 *8 ギプス、ギブスシーネ、ギブスシャーシ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。	通院保険金日額に通院*7した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ※事故の発生の日からその日を含めて 180日(支払対象日数) を経過した後の通院*7に対しては、通院保険金をお支払いできません。 ※支払対象となる「通院日数」は 90日(支払原簿日数) を限度とします。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギプス等*8を常時装着した日数についても「通院した日数」に含みます。 ※入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。 ※通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては通院保険金を支払いません。	●ご契約者または保険の対象となる方の故意による損害賠償責任 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●受託品に対する損害賠償責任(宿泊施設の客室に与えた損害はお支払いの対象となります。) ●車両(ゴルフカート、レンタルカーを含みます。)、原動機付自転車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。)、銃器(空気銃を除きます。の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ●同居の親族*10および旅行行程を同じくする親族*10に対する損害賠償責任 ●保険の対象となる方の心神喪失に起因する損害賠償責任 等
賠償責任保険金(オプション)	日本国内旅行中の偶然な事象により他人にケガをさせたり、他人の財物(宿泊施設の客室・客室内動産(客室外におけるセイフティボックスおよび客室の鍵を含みます。))を含みます。を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合	損害賠償金の額をお支払いします。 ※1回の事故に対して、賠償責任保険金額を限度とします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いとなります。 ※国内での事故(訴訟が国の裁判所に提起された場合を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動の直接相手方について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●ご契約者または保険の対象となる方の故意による損害賠償責任 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●受託品に対する損害賠償責任(宿泊施設の客室に与えた損害はお支払いの対象となります。) ●車両(ゴルフカート、レンタルカーを含みます。)、原動機付自転車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。)、銃器(空気銃を除きます。の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ●同居の親族*10および旅行行程を同じくする親族*10に対する損害賠償責任 ●保険の対象となる方の心神喪失に起因する損害賠償責任 等
携行品損害保険金(オプション)	日本国内旅行中の偶然な事故により、携行品*12に盗難・破損等の損害が生じた場合。 *12 携行品とは、現金・乗車券・宿泊券、衣類、カメラ一式等、保険の対象となる方が所有する携行品の持ち運び品をいいます。 (※) 有価証券、預貯金証書、定期券、クレジットカード、簿本、設計書、船舶(ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。)、自動車(バイクを含みます。)、ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山中の登山用具、コンタクトレンズ、義歯、動物種、別送品等は含まれません。	(携行品*12 1個、1組または1対について10万円を限度とした)損害額*13をお支払いします。 ※乗車券等または通貨等については合計5万円を限度とします。 *13 損害額は、時価額または修繕費のいずれか低い方をいいます。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、損害賠償請求の保全手続費用についても、お支払いできることがあります。ただし、携行品損害保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。 ※1回の事故ごとに免責金額(自己負担額)3,000円を yourself で負担していただきます。 お支払いする保険金*13-免責金額(自己負担額)3,000円 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失による損害 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用した際の運転中に生じた事故による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ●保険の対象が通常有する性質や性能の欠如、自然の消耗、性質による変質・変色 ●異なる外観の損傷に機能に支障をきたさない損害 ●戦争・外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動による損害*14 ●核燃料物質の有害な特性等による損害 ●携行品の置き忘れ、紛失*15 ●差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置はお支払いの対象となります。) ●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー操縦等を行っている間に生じたその運動用具の損害 等 *14 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による損害はお支払いの対象となります。 *15 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
救護者費用保険金(オプション)	①日本国内旅行中に搭乗している航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 ②日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急な医療・救助活動が必要となる場合(警察等の公的機関により確認された場合)。 ③日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡(事故により直ちに死亡に死亡された場合を含みます。)、または継続して 14日以上 入院*4された場合。	ご契約者、保険の対象となる方または保険の対象となる方の親族*10が負担した下記の費用をお支払いします。 ※ただし、救護者費用等保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。 ①捜索救護費用 ②現地へ1日往復分の交通費(救護者2名分まで) ③宿泊料(1名につき 14日分を限度 とし、救護者2名分まで) ④現地からの移送費用*16 ⑤現地の諸雑費(3万円まで) *16 帰国運送のうち払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額はこの費用の額から差し引きます。 (※)他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失 ●保険金受取人の故意または重大な過失(その方が受け取るべき金額部分) ●けんかや自殺行為、犯罪行為による損害 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用した際の運転中に生じた事故による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー操縦等の危険な運動中の事故 ●自動車等の乗用車を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間の事故 等

*1 「熱中症危険担保特約追加タイプ」では、熱中症(急激かつ外来による日射または熱射による身体の障害)になった場合にも、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金、救護者費用等保険金がお支払われます。

*3 保険の対象となる方以外の医師が必要であると認め、保険の対象となる方以外の医師が行う治療をいいます。
*4 自宅等での治療*3が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
*10 6親等の内血族、配偶者*10または3親等内の姻族をいいます。
*11 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りします。婚姻とは異なります。)
①婚姻意思*12を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
*12 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたって継続する意思をいいます。
●上記「傷」におけるケガとは、有毒ガスまたは有毒物による急性中毒、細菌性中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、急性性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください(例えば職業病、テニス肩等)。

●「日本国内旅行中」とは日本国内において、旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行行程中」をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者(保険の対象となる方)が居住している戸室をいいます。ただし、本パンフレットの契約については「旅行者が付保する国内旅行傷害保険契約に関する特約」がセットされているため、団体旅行の集合地に集合した時から解散地へ解散するまでの間となります。

ご加入に関するご注意
①この保険契約は、京王観光株式会社と保険契約者として、京王観光株式会社が取扱う全日本歯科学生総合体育大会に参加する旅行者全員(保険始期前に入社手続きを行う必要あり)を保険の対象となる方とする包括契約です。その為、保険証券を請求する権利、保険契約を解除する権利等は、原則として保険契約者となる京王観光株式会社があります。京王観光株式会社は加入者から解約、変更請求等のお申し出があった場合には、必ずこれに応じて必要な対応を行います。
②補償について：賠償責任危険担保特約等をご契約される場合、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*11を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われません。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、特約等の要否をご検討ください。*12
③国内旅行傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。*12「契約のみにセットする特約、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。
このパンフレットは、国内旅行傷害保険の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳細は『国内旅行傷害保険契約のしおり』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または東京海上日動にご請求ください。ご不明な点が有る場合には、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合は、このパンフレットの内容を保険の対象となる方全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。
なお、東京海上日動の代理店は東京海上日動の委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、東京海上日動と直接契約されたものと見なされます。

お問い合わせ先
＜取扱代理店＞京王観光株式会社 東京第1支店
〒160-0022
東京都新宿区新宿2-3-10 新宿御苑ビル2階
TEL: 03-5312-6540 FAX: 03-5379-0740

＜引受保険会社＞
東京海上日動火災保険株式会社 担当：航空宇宙・旅行産業部 旅行営業室
〒100-0004
東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア WEST 9階
TEL: 03-6250-6022